

委員会提出決議案第 1 号

議案第 7 号令和元年度山陽小野田市病院事業会計補正予算（第 2 回）に対する附帯決議について

地方自治法第 109 条第 6 項及び山陽小野田市会議規則第 13 条第 2 項の規定により、議案第 7 号令和元年度山陽小野田市病院事業会計補正予算（第 2 回）に対する附帯決議を別紙のとおり提出する。

令和 2 年 3 月 10 日提出

提出者 民生福祉常任委員長 大 井 淳一郎

議案第7号令和元年度山陽小野田市病院事業会計補正予算（第2回）に
対する附帯決議

本市議会は、議案第7号令和元年度山陽小野田市病院事業会計補正予算（第2回）に対し、下記のとおり決議する。

記

- 1 ここ5年で3度にわたる一般会計からの基準外繰入れは由々しき事態である。今後このようなことがないよう危機感を持って病院経営に当たること。
- 2 材料費や経費について精査し、当事者意識を持ってコスト削減に向けた努力をすること。
- 3 資金不足が生じないよう財政計画を着実に遂行するとともに、その達成状況を議会に報告すること。

令和 年 月 日

山陽小野田市議会